

令和元年 1 1 月 1 3 日

# 産業厚生委員会記録

阿久根市議会



1. 日 時 令和元年11月13日(水) 9時57分 開会  
12時11分 閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、  
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、  
山田勝委員、仮屋園一徳委員
4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸
5. 説明員 水産林務課  
課長 佐潟 進 君 課長補佐 大石 直樹 君  
課長補佐 田原 勝矢 君
6. 委員外議員 白石純一議員
7. 傍聴者 2名
8. 会議に付した事件  
陳情第14号 「いかくら阿久根」に関する陳情書
9. 議事の経過概要 別紙のとおり

◎陳情第14号「いかくら阿久根」に関する陳情書

岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

ここで傍聴される皆様をお願いいたします。委員会審査中は、傍聴者は一切の発言はできませんのでよろしくお願ひします。また、賛否を表明するような行動も禁止となりますので、よろしくお願ひします。また、発言されると審査の妨げになりますので、その際は退場していただくこともありますので申し添えておきます。

それでは、本日は、継続審査中である、陳情第14号「いかくら阿久根」に関する陳情書を議題とし、先の委員会で決定したとおり、所管課の水産林務課へ質疑を行いたいと思ひます。

なお、参考資料として、平成30年5月17日付「随時監査の結果に関する報告について」と、先の委員会で依頼しました、「いかくら阿久根」の決算報告書等の資料を配付しております。

また、11月1日に、捕獲隊と市長との会談が行われましたが、その時の、捕獲隊が作成した資料について、水産林務課に資料請求するかについて、皆さんにお諮りいたします。

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

(休憩 9:59~10:00)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

先ほど申しましたとおり、水産林務課に資料請求するかについて皆さんにお諮りします。

仮屋園一徳委員

ぜひ、資料請求をしてほしいと思ひます。

岩崎健二委員長

今、資料請求するという意見がありましたが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、1日の会談の資料について水産林務課に請求することといたします。

それでは、資料の配付及び確認のため、暫時休憩します。

(休憩 10:01~10:10)

(水産林務課入室)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

初めに、資料について、水産林務課より説明をお願いいたします。

佐潟水産林務課長

おはようございます。それでは、いかくら阿久根に関する陳情書に係る水産林務課からの資料等について御説明いたしたいと思ひます

初めに、平成30年4月16日から4月17日にかけて、監査事務局が行いました随時監査結果報告書について御説明いたします。これにつきましては、対象年度、平成25年度から平成29年度（平成30年3月末現在）における阿久根市有害鳥獣捕獲事業関係について、監査事務局が監査したことに基づき結果報告が出された部分でございます。

監査事項につきましては、水産林務課所管については、有害鳥獣捕獲謝金・有害鳥獣被害捕獲対策推進業務・有害鳥獣捕獲活動事業・有害鳥獣捕獲活動犬見舞金・イノシカ肉流通対策事業の5事業について監査を行っていただいています。

7番目の監査の結果及び意見のところでございますが、有害鳥獣捕獲謝金については、本事業は猟期外（毎年、4月1日から10月31日及び3月16日から3月31日までの期間をいう）において、有害鳥獣を捕獲した場合、阿久根市の単独事業として謝金を支払うものがございます。捕獲頭数及び謝金の支払い額は次のページに記載のとおり、平成25年度が323万1600円、これは捕獲協会に。平成26年度が468万3400円、これも捕獲協会に。平成27年度が430万200円、これについては一般社団法人阿久根市有害鳥獣捕獲協会に。平成28年度が615万4200円、これについても一般社団法人いかくら阿久根、名称が変更しておりますのでいかくら阿久根のほうに。平成29年度が491万800円をそれぞれ支払いをしているものがございます。監査委員からの意見については、ご覧のとおり意見等が付されているところがございます。

次に、有害鳥獣捕獲対策推進業務でございます。これにつきましては、有害鳥獣による農林作物の被害軽減を図るために、有害鳥獣捕獲を実施する際の出動経費や捕獲隊員の保険料など活動に必要な経費を、一般社団法人いかくら阿久根に対し、委託料として支払うものであり、平成25年度から平成29年度まで、それぞれの金額が支払われております。

次に、有害鳥獣捕獲活動事業でございますが、これにつきましては、有害鳥獣の捕獲活動に必要な経費として、阿久根市有害鳥獣捕獲協会及び協本有害鳥獣捕獲協会に補助金を交付するものであり、補助対象経費の主なものは捕獲等のための出動経費であり、年度ごとの交付状況は次のページのとおりでございます。平成25年度から平成29年度までの金額については記載のとおりであります。また、監査委員からの意見につきましては、ご覧のとおりでございます。

次に、有害鳥獣捕獲活動犬見舞事業でございます。これにつきましては、有害鳥獣捕獲活動に従事する捕獲隊員の猟犬に対し、有害鳥獣捕獲活動を起因とする疾病やけがの治療費及び死亡見舞金を下記のとおり補助しているものがございます。

次に、イノシカ肉流通対策事業補助につきましては、有害鳥獣捕獲活動に従事する捕獲隊員が、市内で捕獲したイノシシ・シカをいかくら阿久根において解体処理を行った際の解体作業及び残渣処理にかかる経費及び狩猟期間内にいかくら阿久根で解体処理するイノシシ・シカを捕獲したことに対する報償金を、一般社団法人に補助するものであります。補助金額はイノシシ1頭につき6,000円、シカ1頭につき6,000円であり、実績は次のページのとおり、平成25年度から平成29年度までそれぞれ支払いをされております。また、監査委員の意見につきましては下記のとおりでございます。

次に、農政課が所管する部分については国庫補助金を財源として支払いをしている部分で、上乗せ補助というふうに言われております。こちらにつきましては、水産林務課所管ではございませんので、目を通していただければと思います。

最後のページに監査委員の意見書がついております。

以上で、随時監査の資料の説明については終わります。

次の資料としまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の抜粋について、若

干御説明いたしたいと思います。捕獲協会とか獺友会というのは任意の民間の団体でございますが、一般社団法人につきましては、この法律に基づき厳密に規制されております。よって、内容について説明をいたしたいと思います。

2 ページの定款の作成について。第10条、一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、または記名押印しなければならないと規定されております。

次の第11条の第2項でございますが、一般社団法人では社員に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。よって剰余金等の分配はありえないということであります。

次に、4 ページ中段に第2節社員とあります。

第27条に、社員は定款で定めるところにより、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を負う。第28条が、社員はいつでも退社することができる。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。第29条が法定退社ということで、第1号に定款で定めた事由の発生。第2号に総社員の同意。第3号に死亡または解散。第4号に除名とあります。除名につきましては、第30条に規定されておまして、社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、一般社団法人は当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならないと規定されております。

次に5 ページになります。この社員総会というのが規定されておまして、第35条、社員総会はこの法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。第3項に、前2項の規定にかかわらず、社員総会は、社員に剰余金を配分する旨の決議をすることができない。第4項に、この法律の規定により、社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない、とあります。第36条は社員総会の招集ですが、第2項に、社員総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。第37条、社員による招集の請求。総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、総会の招集を請求することができる。第2項に、次に掲げる場合には、前項の規定による請求した社員は裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

次に、8 ページ中段に社員総会以外の機関の設置とありまして、第60条がそれになります。一般社団法人には1人または2人以上の理事を置かなければならない。第2項に、一般社団法人は定款の定めによって、理事会、監事または会計監査人を置くことができるとあります。

次に、9 ページ一番下の解任であります。第70条、役員及び会計監査人は、いつでも社員総会の決議によって解任できると規定されております。

次に、11 ページ上段、第77条、一般社団法人の代表ですが、理事は一般社団法人を代表する。ただし、ほかに代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合はこの限りではない。第3項に、一般社団法人は、定款、定款の定めに基づく理事の互選、または社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。第4項に、代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上のまたは裁判外の行為をする権限を有するとあります。

次に、13 ページ一番上、理事の報酬等。第89条、理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

次に、会計帳簿の作成及び保存であります。第120条第2項、一般社団法人は、会計帳簿の閉鎖のときから10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないとあります。

次に、14ページ中段、第6節定款の変更であります。第146条、一般社団法人はその成立後、社員総会の決議によって定款を変更することができるのとあります。

次に、16ページ。第269条に被告とあります。ちょっと前後を見ないとわかりにくいところなのですが、次の各号に掲げる訴えについては、当該各号に定める者を被告とするとあります。第4号に、社員総会等の決議が存在しないこと、または社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として、当該決議が無効であることの確認の訴えとあります。

次の条文は訴えの管轄。第270条、一般社団法人等の組織に関する訴えは、被告となる一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するとあります。

それから、17ページにあります第二款、一般社団法人における責任追及の訴え。第278条、ここが大きいんですけど、社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等または清算人の責任を追及する訴えの提起を請求することができるのとあります。第2号で、一般社団法人が前項の規定による請求の日から60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。これに基づき次の条文、訴えの管轄。第279条、責任追及の訴えは、一般社団法人の主たる住所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するとあります。次の条文は、一般社団法人の役員等の解任の訴え。これにつきましても地方裁判所の管轄に専属するとあります。

17ページ一番下に罰則とあります。理事等の特別背任罪。これにつきましては18ページに内容が記載されています。第334条、次に掲げる者が、自己もしくは第三者の利益を図り、または一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、7年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するとあります。ページ中段以降には、理事等の贈収賄罪とか、虚偽記載等の罪。次の19ページにつきましては両罰規定ということで、個人それと法人についても罰金刑を科すると。

次は、科料に処すべき行為。第342条には、次のいずれかに該当する場合には、100万円以下の過料に処するとあり、1号から次のページの25号まであるのですが、その中で第6号に、官庁または社員総会もしくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、または事実を隠蔽したとき。11号に、正当な理由がないのに社員総会または評議員会において、社員または評議員の求めた事項について説明をしなかったときなど、こういう場合について過料に処せられるという法律が規定されております。よろしいでしょうか。ちょっと、法律のことなので難しい部分もありますが。

それから、次に3番目の資料としまして、阿久根有害鳥獣捕獲隊から市長に面談の要請があり、11月1日に、市長・副市長・水産林務課で捕獲隊の方々と意見交換をした際に、捕獲隊のほうから提出された資料でございます。これにつきましては、私たちが作成した資料ではございません。捕獲隊のほうが独自で作成された資料でございますので、この内容について説明はつけられませんが、最終ページの市長への要望ということで4項目ほど要望がありました。

1点目、イノシカ肉流通対策事業に係る実績虚偽報告の再調査。これにつきましては、

捕獲したイノシシ・シカをいかに阿久根に持ち込んで解体処理をすることになるのですが、その際に、写真をチェックすれば、死んだ、腐ったイノシシ・シカを持ち込んで解体したのではないかと。それに基づき、市からその解体経費を交付されているのではないかとということで、写真のチェックをさせてほしいという要望でございます。

2点目、解体処理施設及び捕獲活動に出る残渣処理の解決。これにつきまして、最後の行に、ほかの場所に新たな施設をつくることを望むとありましたが、これについては撤回されました。これについては、いかにをどうにかして使いたいという要望になっております。

3点目は、平成25から26年度の捕獲謝金、平成25から27年度の出猟日当の支払いの指導。国の捕獲謝金はさかのぼって捕獲者に支払うように指導されたので、阿久根市も国に準じて指導すべきである。これにつきましては、農政課の国の捕獲謝金、上乘せ謝金については平成25年度までさかのぼって支払いをされましたけれども、水産林務課の有害鳥獣捕獲謝金については、団体が平成25・26年度については、さかのぼって支払いはしないということでしたが、それを阿久根市が出すように要望してほしいという内容であります。

4点目の有害鳥獣捕獲隊の汚名の払拭については、市長に謝罪をしていただきたいということでありました。これにつきましては、これまでの不正受給について、この責任においては一部の役員または職員の不祥事ではなく、捕獲協会全体の責任であるというふうに市長が答弁してまいりましたけれども、それについて、事務に不正等していない一部の捕獲隊員の方々は、この答弁、またはそれに基づくマスコミ等での報道で著しく名誉が汚されたというような訴えでありまして、これについて市長も責任所在の説明をされていましたが、最終的に一部の方々がそういう不快な思いをされているということでありましたら、ここで謝罪いたしますということで、市長のほうで謝罪されたところでありました。

以上で、資料についての説明は終わります。

#### **岩崎健二委員長**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんから御質疑ありませんか。

#### **中面幸人委員**

今、課長のほうから説明もございましたけれども、9月17日に陳情書を出された方を招致して調査を行ったときに、提出された方がわからないから聞いてくれということがございました。その後、前捕獲協会の会長も呼んで説明を受けましたけれど、この件については所管課じゃないとちょっとわからんなどと思いながら、今回の調査でお聞きしたいと思えます。

3点ほどありましてですね、有害鳥獣捕獲謝金について、その捕獲謝金の使途の方法についてわからないということで、具体的に言うと、この謝金については捕獲協会が使っているのか、捕獲協会から会員に支払うべきであったのか、そこを聞いてくれということでしたので、まず1点、それだけをお聞きしたいと思います。

#### **佐潟水産林務課長**

有害鳥獣捕獲謝金につきましては、これまで平成24年度の決算、これを見ましても、約300万から400万のお金が捕獲謝金ということで、阿久根市有害鳥獣捕獲協会に支払いをされています。そのときの収入としましては市の助成金が320万円ほど、捕獲謝金で支払いをされています。歳出としまして捕獲費ということで197万2000円、約200万円くらい。それ以外の費用としまして、総会費、役員会費、役員手当、犬治療代、連絡費、猟友会への補助ということで使われております。謝金について、こういうふうに使ってくださいと、明確な指導はなかったというふうに思っているところでございます。ただし、先ほど資料



として、監査事務局が行いました随時監査結果報告書の2ページ中段のところ、また謝金については、本事業の主旨から捕獲者に対して支払うべきと考えるが、平成26年度までは云々、捕獲者からの委任なく支払っている。このように、協会等を支払先としたということは不適切な事務処理と言える、という監査意見が入っております。それを受けて、平成29年度分については現在のところ支払先及び支払い日ともに未定となっているが捕獲者に直接支払うべきと考えるというふうに意見をいただいているところでございます。

#### 中面幸人委員

ここはですね、課長。もう一番大事なんですね。いわば勘違いというか、その理解の仕方がで、捕獲隊員のですね。先ほど課長が言われるように、この謝金については協会のほうでいろんな使われ方しておりますよね。それでよかったんだよということで、私もそのときに産業厚生委員長をしとったのでよくわかっているんですけども、そういうふうに私も理解しておりました。ところが、今ここで監査委員の意見を見れば、例えば会員に払うべきものではなかったのかと。だから29年度から多分それぞれ払っているということになっていますよね。この辺りを明確にしていらないから、勘違いが起こってこんな騒動になっていると。ここが一番の原因だと私は思っているんですよ。ここをしっかりとですね、やっぱりこの事業を執行した執行部側がはっきりとしてやらないといけません。例えばですよ、課長は、平成何年度やったか320万の話をされましたけれども、決算書を見ればいろんな使い方をされてますけど、それでいいんですよ、問題ないですよという見解の中で。しかし、監査委員がこんな説明をしている、意見を出しているというのはおかしいんじゃないですか。こういうところにやっぱり、会員の方がですね。さっき私言いましたね。これは協会が使っているのか、それともこの謝金については各会員に払うべきなのかという、ここを、今回陳情者が聞いているところですね。

〔発言する者あり〕

#### 山田勝委員

この監査が行われたのは、平成30年4月16日から17日の2日間ですよ。だから、随時監査でこういう結論が出ました。出ましたので、この29年度分についてはちゃんとしていると思いますよ。でも、その以前についてですね、以前の随時監査で監査委員がそういう指摘をしたのか、していないのか。したのをですね、しないんだったら担当課はよくないですよ。しかしながら、前の随時監査で何も指摘がないのだったらですね、今までのやり方で別に問題ないよねと思ってやったと思いますので。私は、平成30年4月16日以前についてはですね、ないでせんやったよと言うのは出てこないと思いますよ。この時点で、これはいかんねということで徹底してやるようになったわけですよ。

#### 佐潟水産林務課長

山田委員のおっしゃるとおり、そういうことでございます。また、この30年4月16日の前に、平成30年2月26日（日）に一般社団法人として臨時総会を開いております。その際に、25年・26・27年度分については、支払いをしないということで、さかのぼっては会員には支払わないという決定を、阿久根市有害鳥獣捕獲協会臨時総会で決めているわけですね。ですので、時系列的に前後しますけれども、この監査事務局の4月の時点では何ら、団体が内部決定した部分について、越権でそれを支払いなさいということは言えないのかなと読み取っているところでございます。

#### 中面幸人委員

要するに28年度までは、最初課長が言ったように、協会のほうでいろんな使い方でもいいよということであったわけですね。そこまでは監査もそれで何も言わなかったと。29年度

から、こういう、会員それぞれに払うべきじゃないかということで、その後されていますよね。それであつたらですよ、それ以前のことをいろいろ、陳情者は言っていますよね。だから、そういう、しないとほら、いつまでたっても話は先に進まないと思ひますよ。28年度まではですよ、そういう使い方によかつたわけだからですね、それでもう認めてやらないと。そういうふうに関員の方に理解してもらわないと、前に進まないんじゃないですか。

#### **佐瀧水産林務課長**

曖昧な表現になっていますけれども、協会としましては市の謝金、それ以外についても、JAからの収入であつたり、そういったもろもろの収入があつて、捕獲費ということで支払いをされてきています。

いかに阿久根が建設された25年・26年というのが大きなお金が動いています。プラスJAからの借入れとか、それに伴う支払いとか、そういった部分で若干会計的に大きい部分がありますけれども。基本的には団体が活動しますことですので、31年の4月1日の阿久根有害鳥獣捕獲隊の総会においても、繰越金等について、出猟手当等そういった部分についてはその日に支払いをされています。その後の活動については、原資、お金がほとんど残らないので、今後の運営については、謝金が個々に支払われるようになったら、団体活動として活動するにはそれぞれ会費を取つたり、必要に応じて費用を投資するよということが決定されました。ですので、団体運営としては謝金だけでは活動できないので、ほかのいろいろな費用も、今後は徴収しながら会運営をやっていくというふうに関定しているところですよ。

#### **山田勝委員**

中面委員の質疑を補足するみたいになりますけど、中面委員の先ほどの質疑の中で、平成30年4月16・17日以前についてはこういうことはなかつたんだよね、ということでしたよね。だから、確か3月議会で附帯決議したと思ひますよ、議会が。ちゃんと調査をして、そして支出をしなさいと、附帯決議しましたね、議会が。それに基づいて監査委員会としてはですね、今までしていなかつた監査をしたと思ひますよ。ですから、その付近も十分ね、皆さん理解をしながら見ていかないと、いつまでもその最初のさ、前にさかのぼってやりおつたつて、話は尽きませんよ。

#### **中面幸人委員**

もう一回いいですかね、この辺をやつぱり、しっかりと締めないといかんから。この有害鳥獣捕獲謝金について調査してほしいということを陳情者は言っているわけだから。例えば平成25・26年度分の2年間については、国のやつも市のやつもともに支払っていない。だから、これについては課長が言われたように、協会でそれなりの使い方していいわけですよ。それはそれでもう納得してもらわないといけないわけであつて。それと平成27・28年度分については、払ってもらっているわけだから、会員はですね。だから、もうこの謝金についてはこれで納得してもらわないと。これ以上何か、疑問がありますか。私はそれでいいと思ひますけどね。みんな、委員の人はわかりますかね。

#### **濱門明典副委員長**

25・26年度、29年度とあるわけですけど。総会の中で、25・26年度分つていうのはもういいよつちゅうことで決定されたんですね、総会の中で。

#### **佐瀧水産林務課長**

行政のほうもその際出席してしまつて、その中の会議録にそういうふうに関載してあります。実際、私は出席していませんのでそこら辺の精査はできませんけれども。きょう来て

いらっしゃいます牧尾会長、奥平書記は出席しておりますので、その確認は。

〔発言する者あり〕

**岩崎健二委員長**

その会議録は、いわゆる公文書として出されたものですか。

**佐潟水産林務課長**

これは内部の資料ということで作成しているものです。

**岩崎健二委員長**

その会議録はどこが作成したのですか。

**佐潟水産林務課長**

これについては2種類ありまして、1部は農政課、もう1部は水産林務課で作成したものです。

**濱門明典副委員長**

国の補助金ですね、ありますよね。最初は6,000円で、手数料ということで最初2,000円、協会が取っていたということがありますよね。

〔発言する者あり〕

**中面幸人委員**

ちょ、待って。勘違いしとるよ。説明して。国からのお金が6,000円とかその2,000円とか、市の補助金の。勘違いをしないで。

〔発言する者あり〕

**濱門明典副委員長**

まあ例えばですから。そういうことで、ある議員が出かけて行って、これは変だからということで、県のほうにそれは払い戻しなさいという指示が来て、それは農政課のほうにまた一括して払っているという形ですよ。団体のほうがですね。220何万つうのね。まあ、そういうことがあった時点ですよ、市のほうも必ずそこで1回見直しをして、ちゃんとしとればこういうことにはなっていないと思うんですよ。国の補助金に関してはそういうことピシッとできたわけですから。それで今、資料を見てみますと、平成27年の6月に市議会議員が一般質問で、イノシカ肉のあれはおかしいよと、不備を言及していますよね。その時点でなぜ、ここらのとをしっかりと市のほうでやってないのかなって。ここでちゃんとした対処をしとれば、ここまで、こんなならなかったんじゃないかと思うんですよ。そこらの対処の仕方が悪くて、だらだら、だらだらと補助金が流れてたということだと思うんですよ。平成27年の一般質問でもちゃんとこういうことをば、質問が出ているわけですから、そこでしっかりした対応をしとれば、ここまでこじれることはなかったと思うんですが。

**山田勝委員**

誰かが一般質問をしたからといってですね、その人の言うことが全部なっとなって、市がしたのはなっていないちゅうことはないんですよ。

〔発言する者あり〕

だから、それはそれなりの答弁したと思いますよ。納得したかしないかは別です。議員が。

**濱門明典副委員長**

それと、捕獲隊のほうには市長のあれで、捕獲をしていいよという、捕獲隊員一人一人に指示書が出てますよね。市長の判こで。そいで捕獲したということで、そういう補助金というのがですね、まっとうに、とってきた人に補助金というのは出るもんだと私は思っ

ているのですが、さっきも言われたように29年とか28年とかいうのは、ちゃんととった人に払うようにして、何の問題もないわけですよ。その以前に、ある団体が、自由にいろいろなものに使ってる。そいで阿久根には補助金等交付規則というものがありますよ。19条を読んでいただければわかるんですけども、補助金等をその目的以外の用途に使用したときは、全部返していただきますよってというようなことだと思っただろうんですけど、求めることができるようになってるから。当該補助金等の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたときと。3番目はですね、交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、または補助金事業の実施について不正の行為をしたと。だから、不正があるということで一応行政のほうでも調査しましたね。調査した結果、こういう不正がありましたよということで469万8500円つづのを返納してますよね。そういう規制があるんですから、この規制のとおりやれば、まず間違っただけにならないと思っただろうですよ、この部分でですね。

#### **山田勝委員**

謝金は補助金なんですか。

#### **佐潟水産林務課長**

謝金は補助金ではございません。

#### **岩崎健二委員長**

謝金は謝金。補助金は補助金。委託金は委託金。別物だと思いますよ。

#### **川上洋一委員**

猟友会の補助金を受けた方々で、一番もらっている方とかわかりますよね、もちろん。個人に出しているんだから。それと、いかく阿久根に持ち込んで処理した、その人が持ってきて処理した肉が幾ら残って幾ら持ち帰って、それをどういうふう処理したかというところは、我々は審査はできないんですかね。例えばですよ、いかく阿久根に持って行ってさばきました。それを持ち帰って販売できるわけですよ。そっからもお金もらえる。結局こうなると、皆さん勤めながらなんですけど、例えばの話ですけど、かなり所得が上がるわけですよ。

[発言する者あり]

#### **中面幸人委員**

委員長、ちょっとほら、話が別な方向のやつだから、整理して。

#### **岩崎健二委員長**

いかく阿久根に関する陳情書が、皆さんのお手元にもあると思いますが、調査の要望書というの配付してありますね。これに基づいて、自分たちはこの委員会で調査する必要があると思います。9月25日に出された調査要望書の中で、ジビエ肉として加工された、その肉の行方の調査をお願いしますと。

[発言する者あり]

#### **中面幸人委員**

私が言っているのは、そういうことじゃなくて。それはそれでまた話をしているんですよ。今、この謝金のことについて話をしているわけだから。一つ一つ終わらしていかないと。

#### **岩崎健二委員長**

陳情書が出ているわけだから。

#### **中面幸人委員**

それはわかるって。

## 岩崎健二委員長

陳情書の中身について調査する必要があるんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

## 仮屋園一徳委員

わかるんですけど、今さっき、中面委員から謝金についての意見があったわけですから、謝金についてみんながこうこうだったという理解をしてから、次の項目に進んでいったらいいんじゃないですか。さっきあったようにですね、謝金についてはそういうことで、25年から28年までは総会資料を見ますと、捕獲協会のほうに流して、それで会としては了解をしていると。そういうことだったんだなということでみんなが理解をすれば、その次にまた問題があれば質疑という流れでしてほしいと思います。

## 岩崎健二委員長

今の皆さんの意見の中で、以前の分の謝金については各会員には払わなくていいというような決議をしている。その総会において。だから、その総会において決議されたことについては、市も議会も、いいとか悪いとかいうのは難しいのではないかと。その後、それはあまり好ましくないので変えたほうがいいよという監査の指導があった後には、市も監査の指導に従って指導どおりやっていますということです。そういうことで、謝金については皆さん御理解していただくということでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

過去にさかのぼって、過去にしたことがあまりよくなかったよということであったにしても、そのことについては、その時点で、総会等でちゃんと決議されたものであれば、それはそれでよしとせざるを得ない。その後、監査委員の指示があり、それに従ってやっているということであればですね、謝金については、それ以上のことは委員会としては難しいんじゃないかなと私は思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

## 濱門明典副委員長

活動経費っていうのは補助金じゃないんですか。

## 佐潟水産林務課長

活動経費、まあ出勤経費ですね。これについては補助金でございます。

## 濱門明典副委員長

補助金ですね。それも同じような類のもんだと思いますよね。補助金の規制ですよ、ここに抵触するわけですよ。謝金は違ったとしても、補助金であればここに抵触してますね。交付規則ですね。

## 佐潟水産林務課長

出勤日数等については、昨年度調査班を設置して、出勤数について、それぞれの隊員の方々に確認をとって、金額も日数も固めております。それでもって、団体のほうはそれぞれに支払いをしているかというふうに思っております。

## 濱門明典副委員長

だから虚偽の報告をしてたということですねと、私は聞いているんです。

## 岩崎健二委員長

議会に報告があったのは虚偽ではなくて、勘違いとか、不適切な事務処理があったので、その分については返還を命じたというふうに聞いていると思うのですが、違ったですかね。

〔「そげんやったよ」と呼ぶ者あり〕

だから、今、濱門委員がおっしゃるのは、虚偽という言葉が使われますけど、それは事務処理のミスだったというふうに、私なんかは報告を聞いていると思うのですが、違いましたかね。

**濱門明典副委員長**

そういう言葉のあやはですけども、全然行ってない人にも何日出動していたとか、入院されているのに、私はそのとき入院してたよって言うのに出動経費が出たとか。いろいろそれが、虚偽と言わないで何と言うんですか。

**山田勝委員**

ちょっと休憩してもらっていいですかね。

**岩崎健二委員長**

暫時休憩します。

(休憩 10:59～11:20)

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き委員会を再開します。

いかくら阿久根に関する陳情書について、平成25年度から29年度までの阿久根市有害鳥獣捕獲事業の中で、イノシシ・シカ肉流通対策に使われた交付金、合計1億2876万円の内訳の詳細を求めるといふ陳情書の主旨が出ていますので、それについて皆さんと今まで、るる議論があったところだと思います。その中で、今まで出ましたとおり、平成27年までは総会において個人には支払わないという結論をされた。そして30年の監査委員の指摘があって、その後については監査委員の指摘どおり処理をしましたといふことの報告があったと思いますが、それで間違いなかったですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**山田勝委員**

間違いはなかったでいいですよ。平成25年から30年度までのイノシカ肉流通対策事業の中で施設に持ち込まれた頭数の捕獲謝金を除くんでしょう。1億3000万円余りの内訳と書いてあるが、この1億3000万はですね、この会から出された資料を見ますとね、結局、どういう積算基準で1億3000万まで出したんですかね。

**佐潟水産林務課長**

イノシカ肉流通対策事業の積算につきましては、解体作業としまして、解体する作業人とその助手の方2名分で2万円。あと残渣処理で3,000円。2万3000円で支払いをしているところです。

**山田勝委員**

この2万3000円掛ける頭数が、結局1億3550万と、こういうことなんですか。30年度を除いて平成29年度までは1億2878万6000円ということですか。

**佐潟水産林務課長**

イノシカ肉流通対策事業におきましては、平成25年度から平成29年度までの合計が1億4365万4000円です。

**山田勝委員**

これは2万3000円掛ける頭数で、いかくらに支払われたものですか。

**佐潟水産林務課長**

平成25年度、初年度は阿久根市有害鳥獣捕獲協会、26年度から29年度まで一般社団法人。25年度分に支払いをした分につきましては、阿久根市有害鳥獣捕獲協会に支払いがされたあと、7割分を一般社団法人に支払いをされたと。

**山田勝委員**

今、課長が言われる1億4365万4000円については支払うけれども、例えばそこで解体処理して、そのお金は全然会員にはいかないんですかね。会員には。

**佐潟水産林務課長**

若干補足しますと、この解体経費2万3000円以外にですね、狩猟中に捕獲したイノシシ・シカに対する助成、これが6,000円。それとあと、そこの職員分としての人件費分が130万から140万円ほど。ですから、3段階でこのイノシカ肉流通対策事業は支払いをしております。

委員から質問のありました、会員に、

**山田勝委員**

社員に。まあ、利用者によですよ。

**佐潟水産林務課長**

利用者にはこのお金の配当はないです。

**山田勝委員**

この前から不思議で不思議でたまらないのが、いかに支払うお金についてはですね、2万3000円、解体をする手数料、人件費、あるいは光熱費など、もういろんなものをひっくるめてですね、やはりあそこのいかにを維持せないかんということもあって、私はそれだけ、2万3000円支払ったと思いますよ。でも、現実には、ことしは1,000頭とれるけれども来年は500頭しかとれない可能性もあるわけじゃないですか。できることなら、1,300頭とれてよかったね、その次は1,000頭、その次は500頭、300頭くらいになって、阿久根はほとんどおらんごんになったよという状態のことも考えて、やはり運営される側としては運営せないかんですからね。私は、この1億3000万余りのいかに支払われた金についてはですね、大変失礼ですが、いかに勝手に運営されて、勝手に処理されてもですね、私たちは何にも言えない。議会として何も言えない仕組みじゃないんですか。

**佐潟水産林務課長**

先ほど、一般社団法人の法律を見ていただいたように、法律の中で、それぞれ社員に毎年度、損益計算書とか、そういう会計帳簿等を説明しなければならないというふうになっていますので、そこのところで義務は果たされているのだらうと。一般社団法人に関して行政が監査をすとかということや、指導とかはいき過ぎかなというふうには思っております。

**山田勝委員**

私は、一般社団法人についてはとやかく言う権利もないよねと思っているんですよ。ただ、例えば一般社団法人の定款に基づいて事務処理をちゃんとされてればの話で、事務処理をちゃんとされているかの確認はしているんですか。

**佐潟水産林務課長**

昨年度調査を行いまして、3団体から改善報告書が出てきております。改善報告書の中でも、今後、汲み取り等については、丁寧な説明を行ってやっていくという文言がありますけれども。一般社団法人から提出されました損益計算書云々、といった限りでは平成25年度と26年度と、初年の、一般社団法人が8月20日から経理が始まっておりますけれども、初年度においては、原資が全くないわけですよ。それに基づいて借入れをして、あと阿久根市有害鳥獣捕獲協会からも借入れをして運転をしています。建物についても、そういう貸付金とか、そういった中から支払いをされています。年度末、この肉流通、概算払いと精算払いで、2回ほど25年・26年されていますけれども、そういう、市の補助金等を相殺しながら25年・26年運転をされていますので、これは一概にはあまりいい運転方法ではなかったのではないかなと、個人的には判断します。あと、先ほど委員から社員に支払いはなかったのかというのがありましたけれども、この猟期内の謝金6,000円については、半分ほど社員に支払いされています。

### 仮屋園一徳委員

要望書の中の一番目の、平成30年度国庫補助金の中で、解体処理施設いかに持ち込まれたイノシシ・ニホンジカ合計595頭のジビエ肉として加工された、その肉の行方の調査をお願いします、という項目があるのですけれども、前の説明で、年度はわかりませんが、3,867キロの内の831キロがいかに残った分だということで、これからすると、20%前後ということになるんですが、担当課としてはその資料、あるいは認識はありますか。

### 佐潟水産林務課長

先ほど、平成30年2月26日の臨時総会の話をしましたけれども、その中で、肉の配分を取り決めていらっしゃるんです。2分の1取るのか、4分の1取るのか。そこら辺、詳しい内容はあれなんですけど。

### 仮屋園一徳委員

その中身を求めているんじゃないかと、持ち込まれた分の20%ぐらいが、いかに残っている肉なんですよという認識がえられるかどうか。その資料を持ち合わせているのかわか、その辺をば聞いているところです。

### 佐潟水産林務課長

所管課としましては、どれだけ残っているかという理解はないです。

### 仮屋園一徳委員

私はですね、その辺がちょっと甘いんじゃないかなと思うのは、何でかと言いますと、イノシカ肉流通対策事業補助という名目の中では、いかにしてとったシカ・イノシシの肉をば、効率よく流通させるというのも一つの目的だったと思うんですけど。解体費用は払いますよね、払うけどそれをば、いかに残ら残して、いかにしてはそれをできるだけ流通させるんですよという指導はされなかったのか。それを指導したような資料はないのか、その辺を聞きたいのですが。そういう資料は残っていないですかね。

### 佐潟水産林務課長

今、手元にないのですが、25年の3月に議会が終了後、予算が可決してから当時の水産林務課と阿久根市有害鳥獣捕獲協会と脇本有害鳥獣捕獲協会の代表の方に来ていただいて、新年度の事業の説明をされています。その際、こういうイノシカ肉流通対策事業の内容とか、あと捕獲活動事業とかですね、推進業務委託とか、そういったことについて説明をされていますけれども、実際に委員からお話があるように、解体した後、製品になった後の流通に対してどうこうという指導や考えは見受けていません。

### 仮屋園一徳委員

だからその辺がですね、結果としてですけど、せっかく捕獲して、捕獲した肉を有効活用しようということで始められた部分も多々あると思うんですよ。しかし、それをその先については全然知らないよという、そういうその辺がちょっと甘かったのかなと。やはり有効活用するためには、市内の業者、まあ学校給食は幾ら使うのかはわかりませんが、市内業者とか、そういうところなんかにもどんどん流通させていくという考え方からすると、いかに残っている部分が少ないのかなと。わかりやすく言えば、2割しか残らないということは、捕獲した人がいかに解体をして持って帰るのがほとんどということなんですけど、その辺の指導がちょっと、今までが甘かったのかなと思います。

### 大石課長補佐

肉の引き取りを私がスタートさせていただいた限りでは、精肉の技術を上げるために、この事業をもともと進めている上か、以前はイノシシ・シカ、個人的に解体されて自家消費ということで流通も整っていませんでした。ご存じのとおり。いかにできたことで流通にのせようということで、精肉の技術、どういった部位がどのように利用できるかというのを、皆さん勉強するためにこの施設を使われていたと思っています。例えば、固い



すね、肉とういは廃棄されています、以前は。いかにできてからもロース、あとも肉、あと売れそうな皆さんご存じの部位だけを主に流通にのせるために、精肉の割合というのはほとんど2割前後だというふうに聞いています。その後さまざまな研修を積み重ねて、いろんな事業を活用できるよというのを勉強されて、ミンチにされた肉の流通もされましたし、私たちもいろいろ持って行って、東京での物販のときには持って行ってという形にもなっていておりましたので、今のところはとまっていますけれども、少しでも努力はしてきたというふうには思っているところです。

#### 岩崎健二委員長

この調査要望書の595頭のジビエ肉を加工された、その肉の行方の調査をお願いしますということであるんですが、この調査は所管課できますか。

#### 佐潟水産林務課長

ちょっと無理かなと考えます。

#### 木下孝行委員

今、担当課が無理ということですが、いかにのほうで誰が持ち込んだというのはわかるはずだし、その1頭につきどのくらいの肉が取れて、それをどのくらい戻したとか、それは多分残っているはずだと思いますけど。それを求めることはできると思いますけど。

#### 岩崎健二委員長

それでは、調査項目の1項目目については、再度いかに調査をお願いするというところでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、後ほど、いかにのほうに調査をお願いしたいと思います。今、木下委員からありましたとおり、誰が何頭持ち込んで、何キロの肉ができて、そのうち持ち帰ったのが幾らあるのかとか、いかにに幾ら残ったのかとかですね、という調査のお願いをしたいと思います。ただ、これはこちらのお願いですので、いかにのほうでどれだけの書類が残っているかは確約できませんので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

#### 仮屋園一徳委員

わかる範囲でいいので、お願いしたいと思います。

#### 山田勝委員

私はですね、イノシシ・シカのジビエを本当に流通にのせるって難しいと思いますよ。理由はなんでかというんですね、肉屋で扱わないから。私は食肉検査員の方にちょっとお話ししたことがあったんですが、やはり家畜じゃないですよ。私たちは家畜の検査員であって、厚生省もそういう形でやっているし。だから、極端に言ったらですね、正式な肉じゃないんですよ。そのジビエを何とか活用しようということで、今、一生懸命やっているわけで。まだ、本当に発達段階であるという状況だということも、みんなで認識せないかんとしますよ、参考までに。

#### 岩崎健二委員長

それでは、2項目目に、平成25年度から平成30年度までのイノシカ肉流通対策事業の中で1億3000万円余りの内訳詳細の調査をお願いしますということでしたが、これについては今まで、るる議論があったことだと思います。そういうことでいいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

次に、3項目目に、平成25年度から平成28年度までの解体残渣処理の不整合なものの再調査をお願いしますとありますが、これについて、課長何かありますか。

#### 佐潟水産林務課長

この解体残渣に係る再調査については、市長面談の資料の第1項目目にあったところでありまして、今後、捕獲隊の方に来ていただいて、解体する前の写真等を見ていただいて、

どういう状況での持ち込みだったのかというのを、一度見解をお伺いしていきたいというふうに思います。

**岩崎健二委員長**

それでは、これについては今後、所管課のほうで再調査をするということによろしいですか。

**佐潟水産林務課長**

再調査をするかしないかについては、一度見解を聞いた上で判断していきたいと思いません。

**岩崎健二委員長**

不正なものがあるのかどうかということの調査はされるということですか。

**佐潟水産林務課長**

再調査をするということではなくて、残っている写真について、どういうのが要望として挙がってきている内容なのかを聞いて判断していきたいというふうに思います。

**岩崎健二委員長**

今後、判断をするということによろしいですか。いいですか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上、3項目については、今皆さんと議論したとおりであります。調査要望書については以上ですが、今後の審査方法として、先ほど出ましたとおり、再度いかくらのほうにお願いして調査する必要があるということでもありますので、それを出していただいた上、委員会を開きたいと思いますが、異議ありませんか。

**中面幸人委員**

その前にですね、現状の鳥獣被害対策について、所管の課長の考えをお聞きしたいということでお話をさせてもらいますけれども。現状は、いかくらの解体処理施設は閉鎖になっておりますよね。その閉鎖になっていることについては、結局、捕獲隊のほうで、こういう問題が発生しているから、会員の方にイノシシ・シカを持ち込むなど。持ち込んだら、いわば捕獲隊から除名するという話を聞いておるんですけれどもですね。しかしですね、執行部としては年間通して駆除の指示、例えば、佐潟地区が保護地区になったので年間通して捕獲の指示を出していると思うのですが、農家が大変な被害にあっている、そういう状況の中で、解体処理施設が閉鎖されているんですけれども、そのことについて、捕獲隊に対して指導はされないんですか。捕獲の指示は出してあって、私はすべきだと思いますけれどもね。

**山田勝委員**

この前、捕獲隊員にいかくらに、いかくらに持ち込んだら除名するというような文書が回ってきたというのは、委員長はこの次は提出するという事だったのに。

**岩崎健二委員長**

はい。皆さんに配付してあります。

**中面幸人委員**

今は市からの補助金等はでておりませんが、上乘せとしての国の補助金は出ておりますよね。その駆除の補助金については農政課所管になりますけれどもですね、執行部側として駆除の指示を出しているのに、持って行くなどかなっていることへの指導は、私はすべきだと思うのですが、そこら辺はどういうお考えでしょうか。

**佐潟水産林務課長**

団体のそれぞれの名称というのがあります。まずは猟友会、その内部に捕獲隊、その中から一部一般社団法人に出向いてという形になっておりますけれども、行政側が指示を出す捕獲隊の会員の方々は、猟友会の中から推薦をいただいて入っています。ですので、猟友会の会員であることがまず原則なんですよね。ですから、除名するとか何とかって言う

のは、結局、猟友会会長として猟友会員として除名する、そういうふうには私は認識しております。ですから、持ち込むとか除名するとかは駄目なんじゃないですか、できないんじゃないですかとかというのは、その猟友会の会の決定事項ですので、そこまではあまり指導はできないのかなと思います。

#### 山田勝委員

これはね、あなた方と見解の相違だ。何でかって言ったらね、我々は、猟友会の方々にとにかくイノシシをとってもらわないかんわけやらいよ。阿久根市は阿久根市のために。農家のために。それをばね、そこの方々にね、権限を与えたらいかんですよ、権限を。だからあなた方がね、もうちょっと厳しい指導をせないかん。そんな権限を与えたらいかんですよ。市民のためにやることを。

#### 川上洋一委員

ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、私はちょっと前も言ったんですけど、猟をした人たちに対しての補助金が出ていますよね、市から。個人名も上がっていると。で、誰がどのくらいとっているのかというのと、一つは100万超えれば、これ申告しなければいけないんじゃないですかね、多分。補助金であればなおさらのこと。所得として。そういうところもちゃんと調べてもらいたいというのが一つ。これは全然違うんですけど、やっぱりそこら辺までピシッと自分の襟も正してものを言ってもらわないと、銭な200万、300万とった、正直言って。お金は300万とった、だけど一切の申告はなし。私はどこに勤めています、そこだけの所得でされる。その申告しているのと実際の差額は大きいんじゃないかと思うんですけど。私は、市の補助金をそれだけもらっているのなら、そこはちゃんと審査するべきだと思いますけども。この陳情書とはちょっと違うんですけど、陳情するならそこまできっちり自分も襟を正せよと、私は言いたいです。

#### 佐潟水産林務課長

個人に謝金が支払われるようになりました平成29年度分から、公金ですので、それぞれ個人宛てに源泉徴収票の所得税引いた分、それを送っております。それとあわせて確定申告を必要に応じてされるようにという通知をいたしておりますので、それぞれがそれに基づいて確定申告等されるのかなというふうに思います。

#### 川上洋一委員

だから、それをされているんですか。

〔発言する者あり〕

#### 佐潟水産林務課長

されているかされていないかについては、それは税務課所管ですので、私たちのほうは一切情報はありません。

#### 中面幸人委員

さっきの話に戻りますけれどもですね、大事な話ですから。実際、平成28年度はイノシシとシカで1,800頭からととったと。そして、6月に私が一般質問したときだったけど、その時に600頭くらいに減っていますよね。やっぱり、いかくらが機能していないから捕獲隊員の意欲が減ってきているというふうにも思うわけですね。でも、農家の被害があるから捕獲隊に駆除の指示を出しているわけだから。知ってたわけでしょ、持って行ったら駄目だよというのは。なあ。その捕獲隊のしがお。所管としては、それは駄目だよということは私は指導するべきだと、そこが一番大事かなと思うんですけどもですね。今後どういう考えですか。今裁判しているからとか、関係ないですよ、農家は。

〔発言する者あり〕

実際ですね、課長なんかが見てきてくいやった、被害を。焼酎芋の畑がイノシシでやられて、500キロのフレコンでいつもは13立てれるのが、2体しかことしはとれんかったです。これが現状ですよ。これが現状。裁判なんか関係ないじゃないですか。もう本当にで

すね農家の方は、茶園畑まで、食用芋をつくった人たちまで、ことしは全滅ですよ。そういう状況はですね、やっぱりわかっていたかかないと。

#### 岩崎健二委員長

猟友会から捕獲隊としての推薦をもらって、その個人個人に対しての何らかの許可証というのは個人個人に出すんですか。

#### 佐潟水産林務課長

任命するということでの委嘱状とか、そういったのは出しておりません。

#### 岩崎健二委員長

捕獲隊の隊員である証明というのはどうなっているんですか。何もないんですか。

#### 佐潟水産林務課長

特にそういう手続はとっていません。

〔発言する者あり〕

#### 田原課長補佐

捕獲指示書というのは、会長のほうから会員のメンバーをいただきまして、それに対して狩猟期毎月ですね、狩猟のある前に県並び関係機関に配りまして、あと各団体の会長にまとめてその指示書を配付します。その後は、その会長さんたちが各隊員の方にそれぞれ指示書を配るといった感じになります。それをもって捕獲できる証明というふうになっております。

#### 岩崎健二委員長

なぜ私がこれを質問したかという、先ほどあったように除名するとかいう文書が回っていますよね。それで、委員の皆さんから、そこはちゃんと行政のほうで指導できないのかという話があったので、その捕獲隊員の任命権者は誰かということで、ちょっとお尋ねをしたところです。だから、その捕獲隊から除外するという文書が出回っているけど、誰が何の権利があってここまで出すのかというのがあってですね。除名する権利があるのは任命権者だと思いますので、一般的にはですね。

#### 濱門明典委員

今ここに出ていますけれども、31年の2月4日ですね。会長の尻無濱清さんの名前で牧尾さんのほうへ出ていますよね。これつつうのは、今までの経緯つつうのが、捕獲隊の人たちが、そういう補助金の内容も何もわからない中ですよ、そいで私たちはそういう一般社団法人いから阿久根の会長さんに対してですね、こういうのを出したつつうのは、そういう状況の中で、我々は協力はできないというのがこの文書だと思うんですよ。何も知らされていない。捕獲の謝金とか出動経費とか、そういうのもみんな知らなかったということで、会員の人たちからそういう説明がなかったということで、ここに色塗りでありますけれども、こういう形でそういうのを受けていないということで、これはありますよね。だから、それに対して我々は、何の説明がないのに、何でこういうこと、ただ汗かいて我々はせないかんのかということで、こういうのが出てきたんだと思いますよ。この前も一生懸命こういう説明をされていましたが、だから、代表が個人的な意思のもとで運営されて、捕獲隊員とかに全然説明もないと、中身がですよ。だから、そこをば行政は私たちは入るところじゃないと切り捨てたわけですから。それでは捕獲隊のほうから一応、行政のほうの力を貸してください、何とかしてくださいということだったんだと思う。今ここにもありますように、もう一回ゼロにしてスタートして、このいから阿久根のそういうのができないだろうかと。ちゃんとした代表を決めてやっていけたらなっちゃうのが、この会長の、捕獲隊の希望だと思うんですよ。だから、今のまんまの状態であればなかなか難しいよっちゃうのが、これの趣旨だと思います。そこんとをば、行政のほうで何とかならんだろうかと。まあ、できないのかもしれない、立ち入るところではないかもしれんどん、ちゃんとした新しい体制の下で、もう一回こういうのを始めたらできるんじゃない

ないかと。今は捕獲謝金はちゃんと個人に支払われるようになって、うまく回ってます。聞いています。もう何もあれはないよということで。だから、この、一社の代表のおかげでこんななっているんですよ。

#### **山田勝委員**

私な、そら濱門委員の気持ちもわかりますよ。気持ちも。でも、捕獲隊員の権利をですね、剥奪するっていうのはよくない。ですから私の考えではですね、水産林務課長がそんなことは駄目ですよ、ちゃんとしなさいと言って聞かんとときにはですね、またやり直したらいいんですよ。阿久根市が全部、捕獲隊も全部つくればいいんですよ。みんなの申し込みを取って。阿久根市に協力してくれな困ったって、阿久根市に。だから、もう捕獲隊も解散されてな、おはんどが阿久根でし直しやん。せん、せんからには片がつかんたって。だから例えば、尻無濱君も前は役員だったですよ。ずっと役員。最初のころはこっちおったのに、いつの間にかこっちはって行って。

#### **佐潟水産林務課長**

1年前、平成30年11月5日に、各団体から不正受給に係る再発防止策及び改善策というのが出されております。その中で、団体の運営に係る透明性の向上についてというところですね、7番目になるんですが、過去の補助金等の使途については、新役員において会員に説明し今後の組織運営に支障のないようにいたします、という文言が入っているんですよ。ですから、あくまでも新役員の中で、会員の方々に説明しますので、という改善策が出たということで29年度分の繰り越し分と30年度分について支払いをしたわけです。前後して行政のほうにいろいろあつたりもしますけれども、若干、団体の自助努力、ここを見ているところではあります。

#### **濱門明典委員**

だからですね、今、一般社団法人いから阿久根つつうのが前会長のまんまでひかれて、やっぱこんだけの問題を起こしているわけだから、そこらのとこに行政が入れないというのわかります。でもあれも補助金でほぼできたようなものだし、新捕獲隊の中でようやく謝金にしてもみんなが満足して、とってきたやつがちゃんと個人に支払われているわけですよ。何ら問題がないわけですよ。だから運営費がつくんであれば、弁護士にも相談されていらっしゃるようですが、弁護士の相談の中でも、それはとった人に払うべきであるから、一旦は払って、運営費が必要だとなれば別に徴収すればいいんじゃないかというような指導もあったようでございますが。そういうふうな形でちゃんとしたルールのもとやり直せば。今の阿久根市のこれはすごくいいことなんですよ。本当に農家の方も困ってられて、早くこれを解決するためには新体制とういうのをばつくって、あのいから阿久根の処理場つつうのをば、なんとか復帰していただきたいというのが私たちの願いであります。

#### **川上洋一委員**

私たちの願って、おかしいね。言葉が。

#### **濱門明典委員**

私のです。

#### **岩崎健二委員長**

今、濱門委員がおっしゃる気持ちは、みんな理解はできると思うんですが、気持ち的にはですよ。ただ、先ほど法律の説明もあったとおり、会長を選任する、理事を選任する、定款を変える等々の権利があるのは社員以外にはないんですよ。この法律を見る限り。だから、阿久根市にもなければ議会にもないです。その団体の社員以外にはその権利はないんですよ。

#### **濱門明典委員**

だからそれはお願いして。

### 岩崎健二委員長

だから、権利がない人に何とかしろと言われてもですよ、非常に難しいのではないかなと、個人的には思います。だからその権利を使って、あなたたちがちゃんと運営できるようにしてくださいよということとは言えるかもしれませんが、それ以上のことはなかなか難しいと思うのですが、課長どうですかね。

### 佐潟水産林務課長

この改善策が出る以前、各団体とのやりとりの中では、指導・助言について、努力をしてくださいよということをお願いをされています。それで改善策の中においては、市からの指導・助言については協力はするという文言が入っておりますので、どこまでが指導・助言に当たるのか検討しながらですね、中面委員、山田委員のほうからもありましたように、除名についての権限等についても勉強して対応したいと思います。

### 山田勝委員

くれぐれも言うけどね、あなたの指導を聞かないときには解散してもらいなさい。新しく阿久根市が任命する、阿久根市が全部つくればいい。公金を出すんですからね。

### 岩崎健二委員長

今まで認識不足かもしれませんが、捕獲隊というのは協会から市に、こういう人々たちを捕獲隊としてしますよと申請が来て、そして市がその人々たちを認めるという、任命権者は市だと私は思っていたものですから、ちょっとあったんですが。今後は山田委員が言われたように、市が任命権者としてやる必要がある気がするんですが、いかがですかね。

〔発言する者あり〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

先ほど話がありましたとおり、要望書の中のジビエ肉の行方の調査のお願いがありますので、早急にかく阿久根のほうにお願いし、資料が提出され次第、委員会を開催したいと思います。

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

(休憩 12:07~12:09)

### 岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

調査要望書の1項目目について、いかく阿久根に資料の提出をお願いするということになりますが、資料が提出され次第、再度委員会を開催したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

その他、委員の皆さんから意見ありませんか。

### 山田勝委員

農政課のかかわり合いというのは私は聞いてみたいと思います。何でかというと、前の農政課長が非常に行動的にですね、いろいろなことをやって、私にもいろいろな話をしましたよ。それぐらい農政課長は権限があったのかなあという気持ちでいる部分があるものだからね。それを今の農政課長にですね、どこまでこの問題に介入できて、どこまで権限があるのか。そうしないと、ここがですね、ここが問題を混雑している気がするんですよ。農政課の介入が。

### 仮屋園一徳委員

委員長、整理してください。

**岩崎健二委員長**

今、次回委員会において農政課を呼んで調査したいとの意見がありますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、次回は農政課を呼びたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ本日の産業厚生委員会は散会しますが、次回の委員会の日程等については委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、よってそのように決しました。

本日の産業厚生委員会は散会いたします。

(散 会 12時11分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二